



- 1 豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり
- 2 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり
- 3 やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり
- 4 活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり
- 5 人々の英知で支える自主自立のまちづくり

1 豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり

1-1 豊かな自然環境の保全と活用

■ 現況と課題

本町は、総面積の約7割を山林が占め、東部の鰐塚山系に源を発する沖水川等、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。

わにつか県立自然公園に指定されている鰐塚山周辺や長田峠周辺をはじめ、各所に残される美しい自然景観は、町民共有の貴重な財産です。

本町では、これまでにも環境美化活動やこどもエコクラブ等の環境教育活動を展開して、町民総参加による自然環境の保全や育成に取り組んできました。

本町には、多様な生物相が形成されており、それらが生息する自然環境を今後とも適切に保全するとともに、町民が豊かな自然に親しむ場や機会の充実を図ることが求められます。

■ 施策の視点

町民と行政の協働によって、
美しく豊かな自然環境の保全と活用を図ります

■ 施策の基本的な方向

① 環境行政の総合的・計画的な推進

環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定に取り組み、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

環境保全の活動や学習機会を通じての啓発活動や情報提供・収集体制の充実を図り、町民と行政の協働による環境保全の推進に努めます。

② 森林の適切な保護管理と活用

国・県等と連携し、わにつか県立自然公園をはじめとする本町の恵み豊かな自然環境の保全に取り組みます。

国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止等の森林の多面的機能を維持するため、町民・事業者・行政が一体となって、豊かな森づくりに取り組むとともに、レクリエーションや自然観察・学習の場として活用します。

③ 身近な自然環境の保全と創出

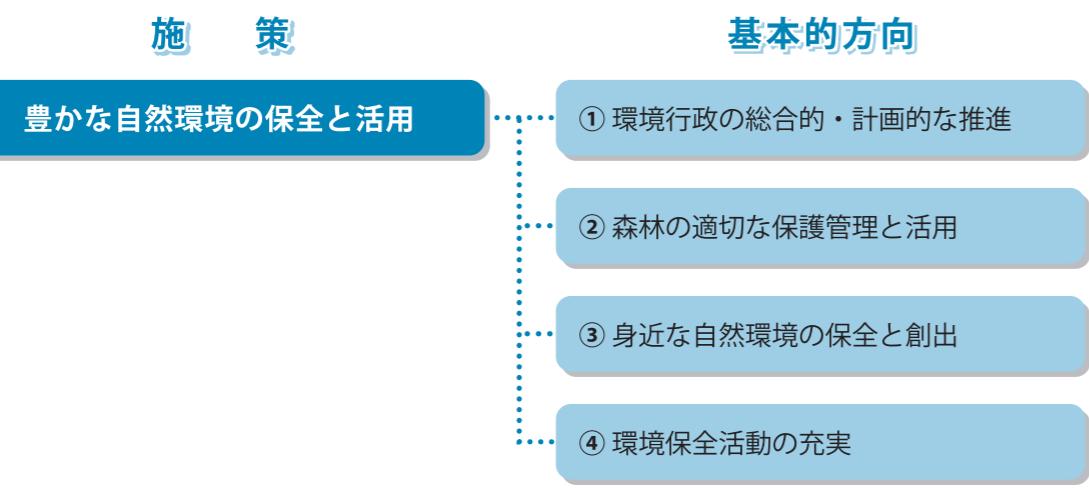
生物の多様性を確保するため、里山や河川・用水等の身近な自然環境の保全・再生活動や生態系調査に地域が一体となって取り組みます。

日常的に接することができる身近な自然空間の創造や緑化活動に地域ぐるみで取り組み、うるおいのあるまちづくりを推進します。

④ 環境保全活動の充実

環境学習公園(エコフィールドみまた)における児童生徒を対象とした環境教育活動の推進や環境ボランティアの育成と支援を図り、環境保全に対する意識の醸成と、地域が一体となった環境保全活動の展開に取り組みます。

■ 施策の展開



施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 環境行政の総合的・計画的な推進	環境基本条例の制定 環境基本計画の策定	➡	
② 森林の適切な保護管理と活用	地域ぐるみによる森づくりの展開 レクリエーション・学習活動における活用	➡	
③ 身近な自然環境の保全と創出	町民参加による生態系調査等の実施 緑化活動の推進	➡	
④ 環境保全活動の充実	環境教育活動の推進 環境ボランティアの育成支援	➡	

1-2 水環境の保全と活用

■ 現況と課題

本町には、鰐塚山系を源に沖水川、年見川、萩原川及び花ノ木川の4つの水系があり、農業用水に利用されるなど、町民が生活を営む上で大きな役割を果たしています。

町内を流れる河川の水質は、経年的に改善されているものの、未だ広い範囲にわたって、環境の悪化がみられます。

本町は、大淀川流域の市町から構成される大淀川サミットを通じて、行政区域の枠組みを越えた河川浄化活動や一斉水質検査を行ってきたほか、「三股町河川をきれいにする条例」を制定し、町民・事業者・行政が一体となって、美しく豊かな河川環境の形成に取り組んできました。

また、都城盆地の地下水は、本町の貴重な水源であり、地域の産業活動にも大きな役割を果たしていますが、揚水量の増大、かん養域の減少、一部地域の浅井戸における高濃度の硝酸性窒素の検出等、水量・水質の面から環境の悪化が懸念されています。

水は、健康で文化的な生活を送り、産業経済活動を営む上で欠かせない重要な資源であるとともに、河川は、町民の身近な憩いの場でもあることから、今後とも水環境の保全と活用に取り組むことが求められます。

■ 施策の視点

町民一人ひとりの取り組みから、水環境の保全を図ります

■ 施策の体系

施 策

水 環 境 の 保 全 と 活 用

基 本 的 方 向

- ① 水源の森づくりの推進
- ② 良好な河川環境づくりの推進
- ③ 地下水の保全
- ④ 水資源の有効利用

■ 施策の基本的な方向

① 水源の森づくりの推進

河川環境の改善や地下水源のかん養力を高めるため、「大淀川水源の森」をはじめとする森林保全活動や広葉樹の植林活動を町民・事業者・行政が一体となって推進します。

② 良好な河川環境づくりの推進

河川環境を保全するため、河川浄化等推進員と協力して河川パトロールを強化し、水質汚濁原因の早期発見と排水水質の改善、指導に努めます。

自然を活かした河川・用水路の護岸整備等、環境配慮型事業の導入を進めます。

「水資源は有限である」という町民一人ひとりの認識を高め、河川浄化意識の普及を図るほか、クリーンアップみまた等、地域が一体となった河川浄化活動を推進します。

③ 地下水の保全

良質な地下水を次の世代に引き継ぐため、公共施設等における雨水浸透施設の整備や適正な揚水量の維持に努めるほか、家畜排泄物対策、施肥対策、生活排水対策などの保全施策を県や周辺市町等と連携して総合的に実施します。

また、水田は「自然のダム」ともいわれており、地下水のかん養等の水資源確保にも大きな役割を果たしていることから、その保全を図っていきます。

④ 水資源の有効利用

水資源は、稲作にとって必要不可欠であることから、河川、貯水池を利用した農業用排水路の整備に努めます。

安定した畑作物生産を維持するとともに、収益性の高い作物への転換や計画的な作付けを行うため、干ばつ期でも畑作が行えるように基盤整備を今後も推進し、事業の早期完了を目指します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 水源の森づくりの推進	水源かん養機能の向上に向けた森林整備	↗	↗
	河川パトロールの強化	↗	↗
	環境配慮型事業の導入	↗	↗
② 良好な河川環境づくりの推進	河川浄化意識の普及	↗	↗
	地域ぐるみの河川浄化活動の推進	↗	↗
③ 地下水の保全	地下水保全対策の推進	↗	↗
	優良農地の保全	↗	↗
④ 水資源の有効利用	農業用排水路の整備	↗	↗
	畠地かんがい事業の推進	↗	↗

1-3 持続可能な循環型社会の形成

■ 現況と課題

ごみの排出量が増えている中、ごみ減量化と処理の適正化を推進するためには、生産から消費、そして廃棄までの過程を十分に認識し、環境への負荷軽減を図る循環型社会を形成していくことが重要です。

また、地球温暖化の問題は、地球規模の気象の変化を通して、自然生態系や人間社会に計り知れない影響を及ぼすことから、地球環境問題の中で最も深刻なもの一つとされています。

本町では、循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）の充実や、リサイクルセンター、環境学習公園（エコフィールドみまた）の整備に取り組むとともに、生ごみ利用の堆肥づくりやレジ袋ゼロ作戦等、身近な取り組みを展開してきました。

また、ハイブリット公用車の導入や公共施設への太陽光発電設備の導入、国・県の助成制度を活用した民間住宅への太陽光発電設備の導入促進等、地球温暖化防止に向けた取り組みを進めています。

今後とも、持続可能な循環型社会を形成するためには、町民・事業者・行政が協働して、取り組みを展開することが求められます。

■ 施策の視点

町民と行政の協働によって、環境にやさしいまちづくりを進めます

■ 施策の体系

施 策

持続可能な循環型社会の形成

基本的方向

- ① ごみの減量化と適正処理
- ② 地球温暖化防止対策の充実
- ③ 地球にやさしい環境行動の促進

■ 施策の基本的な方向

① ごみの減量化と適正処理

ごみ減量化検討委員会、ごみ減量化対策委員会、リサイクル指導員等の各種組織と連携した4R運動の展開によって、ごみに対する町民意識の高揚を図り、ごみの減量化、分別収集、資源ごみ回収の徹底を図ります。

最終処分場については、拡張と延命化等を図りつつ、適正な維持管理に努め、埋立処分量の削減に取り組みます。

中間処理施設（都城クリーンセンター）の新規整備を見据えながら、効率的な収集体制づくりに取り組み、ごみ収集・運搬コストの低減に努めます。

② 地球温暖化防止対策の充実

省エネルギー対策や新エネルギーの導入、環境に配慮した事業活動等の啓発や情報提供に努め、町民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化防止対策に取り組みます。

また、町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を抑制するとともに、町民や事業者の地球温暖化防止に対する意識を高めるため、地球温暖化防止計画を策定します。

③ 地球にやさしい環境行動の促進

環境にやさしいライフスタイルの普及に向けて、温暖化防止のための国民的運動（チャレンジ25キャンペーン）の普及に努め、オフィスや家庭等で実践できる温室効果ガス削減に向けた具体的な行動の促進を図ります。

国・県の助成制度を活用しながら、省エネルギー・省資源化や新エネルギーの導入を促進し、公共施設のみならず民間施設における普及率向上に取り組みます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① ごみの減量化と適正処理	ごみ減量化等に対する町民意識の高揚		↗
	最終処分場の充実と適正な維持管理		↗
	効率的なごみ収集体制づくり		↗
② 地球温暖化防止対策の充実	地球温暖化防止計画の策定		↗
③ 地球にやさしい環境行動の促進	チャレンジ25キャンペーン等の普及		↗
	省エネルギー・省資源化の取り組み促進		↗
	新エネルギーの導入促進		↗

1-4 総合的・計画的な土地利用の推進

■ 現況と課題

本町は、総面積の約7割を山林が占めるなど、豊かな自然環境に恵まれており、町の西部地域を中心に、町民の生活の場である市街地や農用地が広がっています。

都城市に隣接する町中央部から西部地域にかけては、平成5年に都城地方拠点都市地域の居住拠点地区として指定を受け、都市基盤整備が進み良好な住環境が形成されていますが、一部では土地利用による諸問題も生じています。

また、町の東部及び南部地域では鰐塚山系の山並みが広がり、豊かな自然環境や椎八重公園、長田峡等の観光資源、農村環境を活かした地域づくりが展開されていますが、依然として過疎化が進行しています。

ゆとりと豊かさを実感できる魅力的な町土づくりを図るため、少子高齢化等の社会動向を踏まえつつ、町民・事業者・行政が一体となって各地域の地理的条件に基づく諸課題の解決を図り、全町的に調和のとれた秩序ある土地利用を推進する必要があります。

■ 施策の視点

健全で秩序ある土地利用を推進します

■ 施策の体系

施 策

基本的方向

総合的・計画的な土地利用の推進

①秩序ある土地利用の推進

②市街地、集落の整備

③農用地の整備

④森林の整備

⑤その他の整備

■ 施策の基本的な方向

①秩序ある土地利用の推進

国土利用計画に基づき、全町的に調和のとれた秩序ある土地利用を推進します。

②市街地、集落の整備

都市計画区域内の市街地では、機能的で秩序ある土地利用を図るために、都城広域都市計画区域マスタープランに基づきつつ、開発行為等の指導による適切な土地利用の誘導などにより、計画的な都市基盤整備を推進します。

都市計画区域外の集落では、農業振興地域との調整を図りつつ、地域の特性に配慮した良好な住環境の整備に努めます。

③農用地の整備

本町の基幹産業である農業を支える農用地は、食料供給の基盤であり、多面的な公益的機能をもたらす重要な財産であることから、無秩序な開発を抑制し、優良農用地の確保に努めます。

また、耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用に取り組むとともに、生産性の向上と農地の集約化に向けた土地基盤や近代化施設の整備を推進します。

④森林の整備

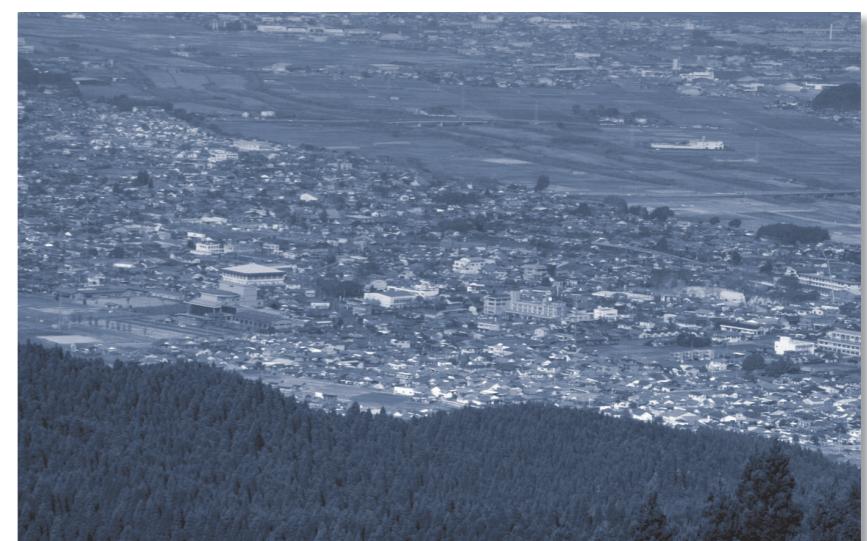
森林は、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止等の多面的機能を有していることから、計画的な伐採や造林などの適切な保全・整備に努めます。

また、集落周辺の森林については、良好な生活環境を形成する上においても重要なことから、積極的な保全を図ります。

⑤その他の整備

大規模な開発や施設整備を行う場合には、町民生活の安全確保を優先し、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行った上で、周辺の環境や景観に配慮した適切な土地利用を推進します。

東部地域については、豊かな自然環境や観光資源を活かした魅力ある地域づくりや農村集落の住環境向上、優良宅地の造成に取り組み、過疎化の抑制を図ります。



■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 秩序ある土地利用の推進	国土利用計画に基づく土地利用の推進		→
② 市街地、集落の整備	都市計画に基づく計画的な市街地整備		→
	農村集落における良好な住環境整備		→
③ 農用地の整備	優良農用地の確保		→
	生産性の向上と農地の集約化		→
④ 森林の整備	森林の適切な保全・整備		→
⑤ その他の整備	周辺環境や景観に配慮した土地利用推進		→
	東部地域の自然・観光資源の保全・継承		→
	東部地域における過疎化の抑制		→

